

亀山市告示第62号

亀山市薬剤散布機貸出要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市薬剤散布機貸出要綱の一部を改正する告示

亀山市薬剤散布機貸出要綱（平成17年亀山市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 散布機の貸出台数は、1回につき1台とする。

第3条第1項第1号中「事業所等」を「事業所、自治会等」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。